

上越市市民課用広告入り封筒の無償提供に関する募集要項

1 趣旨

市が使用する封筒に広告を掲載することで、経費削減を図るとともに、地域経済の活性化及び市民サービス向上のため、広告入り封筒の無償提供者を募集します。

2 無償提供していただくもの

広告入り封筒3種類（角形2号封筒、長形3号封筒、長形3号窓あき封筒）
仕様詳細は別紙仕様書のとおり

(1) 使用予定枚数

- | | |
|---------------------|---------|
| ①角形2号サイズ封筒 | 45,000枚 |
| ②長形3号サイズ封筒（ふた付） | 70,000枚 |
| ③長形3号サイズ封筒（窓あき、ふた付） | 7,000枚 |

※枚数は1年間の使用予定枚数であり、必要に応じて調整する場合があります。

(2) 広告の内容と掲載面積

- ①広告の内容については、「上越市市民課用広告入り封筒無償提供取扱要綱第3条」及び「上越市有料広告掲載に関する要綱第4条及び第5条に係る判断基準」の規定による。
- ②広告の掲載面積は、封筒の裏面全面（角形2号サイズ封筒は表面及び裏面の総面積の2分の1以下）とし、広告面以外のスペースには、上越市が指定する市政情報を掲載すること。
- ③広告掲載事業者は、上越市内に事務所等を有する事業者とする。

3 封筒の使用期間

令和8年10月1日から令和9年9月30日までの1年間

4 応募方法等

(1) 応募資格

応募者は、次の各項の要件を満たしていること。（ただし、以下の規定における基準日は、応募期間の開始日とする。）

- ①広告入り封筒無償提供の趣旨を十分に理解し、広告入り封筒の制作に係る一連の業務を適切に実施できること。
- ②宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- ③地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）に該当しない者であること。
- ④上越市物品調達等業者指名停止措置要領に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- ⑤民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生又は更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑥協定締結時から1年間、業務の継続が可能であること。
- ⑦暴力団（上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第34号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2項に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものではない者

(2) 募集期間

令和8年4月9日（木）から令和8年4月30日（木）まで

(3) 提出書類等

- ①上越市市民課用広告入り封筒無償提供申込書
- ②法人事業者の場合、商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書の写し（提出期限前3か月以内に発行されたもの）1通
- ③個人事業者の場合、本籍地のある市区町村が発行する身分証明書又は住民票の写し（提出期限前3か月以内に発行されたもの）1通
- ④応募事業者の事業所の所在地における市町村税の納税証明書（市税納税状況調査に承諾しない場合又は市外の事業者の場合のみ。直近事業年度で提出期限前3か月以内に発行されたもの）原本1通
- ⑤無償提供する封筒の見本 各8枚
- ⑥暴力団等の排除に関する誓約書

※提出された書類は、審査及び選定の目的以外に使用しません。

(4) 提出方法

持参又は郵送 ※ファックスやメールでの提出は受理しません。

① 持参の場合

土曜日、日曜日及び祝日の閉庁日を除く8時30分から17時15分まで

② 郵送の場合

一般書留又は簡易書留で送付ください。

令和8年4月30日（木）必着

※募集期間を過ぎて到着したものは失格とさせていただきます。

(5) 提出先

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

上越市総務部 市民課 庶務係（木田第一庁舎1階）

電話 025-520-5687（直通）

5 選定方法等

(1) 無償提供者の決定

提出された書類に基づき、上越市市民課用広告入り封筒無償提供取扱要綱その他別に定める要件に合致するかどうか公正に判断し、無償提供者を選定するものとする。申込事業者が複数の場合は、上越市広告入り封筒無償提供者選定委員会で1事業者を選定するものとする。

※審査結果に対しての異議申し立ては受け付けません。

(2) 応募結果の通知について

無償提供者の決定後、応募した事業者に対して結果を通知します。

(3) 無償提供者の決定後の手続

①上越市市民課用広告入り封筒の無償提供に関する協定を締結します。

②無償提供事業者において広告主及び広告内容が内定したときは、広告主・広告内容承認（変更承認）申請書を市に速やかに提出すること。市は広告内容を審査し、広告主・広告内容承認（変更承認）審査結果通知書により掲載の可否を通知します。

(4) 決定後の物品の納入方法

市の指示に基づき、数回に分けて納品すること。第1回目の納期は令和8年9月25日とし、以後の納期及び数量については協議の上定めるものとする。なお、物品の納入場所は市が指定する場所へ搬入すること。

6 注意事項

(1) 決定者は、広告主、広告内容、色、形状等について事前に市と協議し、市の承諾を受けた後に広告入り封筒を作製すること。

(2) 決定者は、広告の内容に関する一切の責任を負うものとし、市が広告主又は広告の募集主であるような誤解を受けることのないよう配慮すること。

(3) 市は、広告主又は広告内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあると判断したときは、無償封筒提供者に対し、広告主又は広告内容の変更を求めることができる。この場合において、広告入り封筒の提供が不可能となったときは、当該広告入り封筒を回収し、代替の封筒を直ちに市へ無償で提供しなければならない。

(4) 決定者は、広告主の取りまとめができなかった場合においても、自らの責任において封筒を提供するものとする。

(5) 市への広告入り封筒の提供に要する費用は、封筒無償提供者の負担とする。

(6) 提出に要する費用は、すべて応募者の負担とし、市はその一切を負担しない。

(7) 提出された書類は、返却しない。

7 問合せ先

〒943-8601 上越市木田一丁目1番3号

上越市総務部 市民課 庶務係（木田第一庁舎1階）

電話 025-520-5687（直通）

担当：松橋